

三重県警察医に関する訓令を次のように定める。

昭和50年2月12日

三重県警察本部長 松井 三郎

三重県警察医に関する訓令

改正 昭63県本部訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、三重県警察医（以下「警察医」という。）の嘱託及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(嘱託)

第2条 三重県警察本部長（以下[本部長]という。）は、警察署長の上申により警察医嘱託書（様式第1）を交付して、警察医を嘱託するものとする。

2 前項の上申は、警察医推薦上申書（様式第2）により行うものとする。

3 第1項の嘱託期間は、1年とする。ただし、更新することができるものとする。

(身分等)

第3条 警察医の身分は、地方公務員法第3条第3項第3号による職員とする。

2 本部長は、警察医の身分を明らかにするため、警察医に対して三重県警察医之証（様式第3以下「警察医之証」という。）及び腕章（様式第4）を交付するものとする。

(職務)

第4条 警察医の職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 留置人、被疑者の健康診断及び疾病診療
- (2) 被保護者の健康診断及び疾病診療
- (3) 検視規則に基づく変死体検視の立会
- (4) 死体取扱規則に基づく死体見分の立会
- (5) その他、警察署長が必要と認める疾病診療及び立会

(健康診断)

第5条 警察医が行う前条の健康診断は、警察署長の要請により行うものとする。

(診療記録)

第6条 警察医が健康診断及び疾病診療した場合は、その結果を留置人診療簿に記載するものとする。

(診療費)

第7条 警察医に支給する診療費及びその取扱いは、予算の範囲内で本部長が別に定めるものとする。

する。

(公務災害補償)

第8条 警察医の公務災害補償については、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例43号）」の定めるところによる。

(秘密の保持)

第9条 警察医は、この訓令に基づく職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、本部長の許可を受けなければならない。

(名簿)

第10条 三重県警察本部捜査第一課長は、警察医名簿（様式第5）を備えておくものとする。

(解嘱)

第11条 本部長は、警察医が嘱託を辞退し、又は病気その他の理由により、嘱託した職務の遂行に支障があると認められるときは、警察署長の上申により、嘱託を解くものとする。

附 則

この訓令は、昭和50年3月1日から施行する。

附 則〔昭和63年1月13日 三重県警察本部訓令第1号〕

この訓令は、昭和63年1月13日から施行する。

(様式省略)